

第二章 戦争の放棄

第九条

日本国民は

正義と秩序を基調とする国際平和を

誠実に希求し

国権の発動たる戦争と

武力による威嚇

又は武力の行使は

国際紛争を解決する手段としては

永久にこれを放棄する。

二前項の目的を達するため

陸海空軍その他の戦力は

これを保持しない。

国の交戦権は

これを認めない。

Grid for handwritten notes corresponding to the first paragraph of Article 9.

Grid for handwritten notes corresponding to the second paragraph of Article 9.

Grid for handwritten notes corresponding to the third paragraph of Article 9.